

指導行政のポイント

不正採用教員の“採用取消”

菱村 幸彦

大分県教育委員会は、7日、教員試験にからむ不正合格者21人(1人はすでに退職)について、6人の採用を取り消し、14人の退職を認めた。

「事実上の公務員の理論」で説明

県教委は、取り消し対象者に対し、自主退職をするか、取り消し処分を受け入れるかの選択を迫っていたが、どちらを選択しても非常勤講師として残る途は認めた。今回、13人が非常勤講師として残ることを希望しているが、希望しなかった7人についても、今後、希望すれば、非常勤講師としての採用を検討するという。

今回の取消処分は、「瑕疵(かし)ある行政行為の取消」の理論に基づくものと考えられる。「瑕疵ある行政行為の取消」とは、いったん有効に成立した行政行為であっても、その成立に瑕疵(欠陥)がある場合は、既往にさかのぼって取り消すことができるとする行政法学上の理論である。

大分県教委の教員採用には、試験成績の改ざんという瑕疵があったわけだから、瑕疵ある行政行為として、法律的に取り消すことは可能である。

この場合、4月にさかのぼって採用を取り消すわけだから、1学期間、教諭の身分を持たない者によって授業が行われたことになる。それを無効の授業だったと言うわけにはいかない。ならば、その間の授業の法的性質について、どう説明するのか。

この点について、大分県教委は、「事実上の公務員の理論」で説明しているようだ。「事実上の公務員の理論」とは、無資格者が公務員に選任され、外観上公務員として行った行為は、たとえ無権限者の行為であっても、法的秩序の安定と継続性を守るため、これを有効なものとして扱うという理論である。これは最高裁判例でも認めている。

県教委は、前述のように、採用の取り消しを行う

前に、自主退職を勧めている。自主退職ならば、4月以降退職するまでの間の教諭の身分はそのまま維持できる。また、県教委は、採用を取り消した者についても、非常勤講師として残る途も用意している。県教委としては、取消処分を行うにあたり、精一杯の配慮をしているわけだ。

不正をしたのは教委で教員ではない

が、それにしても、今回の取消処分をみて、釈然としない思いが拭えない。というのは、「不正採用」というが、不正をしたのは教委であって教員ではない。なのに、不正の責任を教員に押しつけたという感じがする。

教員採用に不正の口利きがあったというが、教員本人はその事実を認識していなかったケースが多いようだ。県教委から口利きがあったと聞かされて、ほとんどの教員が驚いたという。なかには誰が頼んだのか、教委側に問いただしても、的確な答えはなかったという。

不正な口利きがあったことは事実だろう。だが、人事担当者は、そのとおりにしなければならないという状況にあったわけではない。あくまでも、自己の利益(わいろ)または保身(出世)のために、自分の意思で不正を行ったものである。にもかかわらず、結果として、不正の責任を教員に転嫁した形で処理しているのが釈然としないわけである。

県教委としては、今回の処分で不正採用事件に、ひとまず決着をつけたということなのだろうが、これで幕引きができるかどうか。

今後、処分に不満を持つ教員が地位確認や損害賠償などの訴訟を起こす可能性もないわけではない。そうなると混乱は続く。一件落着となるのかどうかは、なお予断を許さないようだ。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

■最新刊!

菱村幸彦【著】 B6判・定価2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』法改正を踏まえて全面改定!

『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』予約受付中! 2,520円